平成２７年（フ）第１９号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番３―305号
債務者　遠藤由紀子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２０号
北海道苫小牧市字沼ノ端939番地の８
債務者　西澤　利子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２１号
茨城県高萩市大和町３丁目16番地
債務者　鈴木　信明
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２２号
茨城県高萩市大和町３丁目16番地
債務者　鈴木まさ子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２３号
茨城県高萩市大字上手綱3476番地
債務者　沼田　睦美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２４号
茨城県日立市千石町３丁目22番５―102号、前住所茨城県日立市南高野町２丁目18番25号
債務者　今　　藤一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１８９号
埼玉県新座市東北２丁目34番15号　ホワイトハイツ小峰505号室
債務者　柳谷　圭介
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
長野県上田市中央北３丁目２番２号　山辺住宅Ａ―２号
債務者　池田　美奈
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４０１号
名古屋市千種区今池５丁目７番23号　石原ビル２Ｃ号
債務者　寄本　辰夫
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１号
兵庫県三田市下青野898番地４、従前の住所兵庫県三田市弥生が丘６丁目２番地　３番館503号
債務者　和田　　浩
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９４号
神戸市中央区南本町通２丁目２番８号　大成マンション402号
債務者　梅谷　徳子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番23号　コーポ南風苑７号室、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目28番７号
債務者　藤村　　寛
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５号
神戸市須磨区竜ヶ台５丁目18　２―1108、住民票上の住所神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口626番地の４　シルバーハイツ401号
債務者　藤田美佐緒
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６３号
神戸市垂水区東垂水１丁目１番３―201号
債務者　古川　晴男
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１９号
広島市安芸区中野東７丁目19番19―105号　プレジールカグラ
債務者　ＡＮＤＥＲＳＯＮ　ＥＮＤＯ　ＤＥ　ＡＬＭＥＩＤＡ
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４０号
広島市中区江波本町６番５―103号
債務者　杉　　智子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４５号
広島市安芸区矢野東５丁目８番21―204号
債務者　日浦　寿美（旧姓木曽）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
宮崎県都城市山田町山田9680番地５
債務者　谷口　道廣
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部